

香川県条例第29号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p data-bbox="147 547 439 616">(個人番号の利用等) 第4条 略</p> <p data-bbox="147 735 439 767">別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="185 770 1066 1082"><thead><tr><th data-bbox="185 770 360 810">執行機関</th><th data-bbox="360 770 1066 810">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="185 810 360 850">1 略</td><td data-bbox="360 810 1066 850"></td></tr><tr><td data-bbox="185 850 360 1042">2 知事</td><td data-bbox="360 850 1066 1042">外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの</td></tr><tr><td data-bbox="185 1042 360 1082">2の2～8 略</td><td data-bbox="360 1042 1066 1082"></td></tr></tbody></table> <p data-bbox="174 1090 293 1121">備考 略</p>	執行機関	事務	1 略		2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの	2の2～8 略		<p data-bbox="1133 547 1424 616">(個人番号の利用等) 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p data-bbox="1133 663 1223 695">2 略</p> <p data-bbox="1133 735 1424 767">別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 770 2051 1082"><thead><tr><th data-bbox="1171 770 1346 810">執行機関</th><th data-bbox="1346 770 2051 810">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1171 810 1346 850">1 略</td><td data-bbox="1346 810 2051 850"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 850 1346 1042">2 知事</td><td data-bbox="1346 850 2051 1042">外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの</td></tr><tr><td data-bbox="1171 1042 1346 1082">2の2～8 略</td><td data-bbox="1346 1042 2051 1082"></td></tr></tbody></table> <p data-bbox="1160 1090 1279 1121">備考 略</p>	執行機関	事務	1 略		2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの	2の2～8 略	
執行機関	事務																
1 略																	
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの																
2の2～8 略																	
執行機関	事務																
1 略																	
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの																
2の2～8 略																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。